

大津市と大津警察署及び大津北警察署との
安全で安心なまちづくりに関する協定書

大津市（以下「甲」という。）と大津警察署及び大津北警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり、安全で安心なまちづくりに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、交通事故防止対策や特殊詐欺被害防止対策等の取り組むべき課題について、甲及び乙が相互に連携及び協力することにより、当該課題に的確に対応し、地域の安全かつ安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（連携及び協力の推進）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、それぞれの所管する事業のうち、相互に連携及び協力することにより、効率的かつ効果的に事業を推進することができるものについて、積極的にその連携及び協力を推進するものとする。

（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、連携及び協力して事業を推進するに当たって必要となる情報を共有するものとする。
2 前項の情報の共有のため甲及び乙が情報を提供するに当たっては、法令の定めに従い、その範囲内においてこれを行うこととする。

（政策協議）

第4条 甲及び乙は、この協定の目的の達成のために、必要に応じて政策協議（甲と乙が連携及び協力して行う事業等について包括的に行う協議をいう。以下同じ。）を行うものとする。
2 政策協議には、大津市長、大津警察署長及び大津北警察署長が出席するものとする。
3 前項の規定は、政策協議に同項に定める者以外の者が出席することを妨げるものではない。

（個別協議）

第5条 甲及び乙は、特に連携及び協力して推進すべき事業に関して、実効性のある事業を推進するため、適宜、個別協議を開くものとする。
2 前項の個別協議には、甲及び乙の関係する部署の職員が出席するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、この協定を運用するに当たって知り得た情報をこの協定の目的以外の目的のために使用し、又はこれを第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年を経過した日までとする。ただし、協定期間の満了する日から起算して30日前の日までに、甲、乙いずれからも更新をしない旨の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結の証として本書3通を作成し、三者記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和3年1月20日